

当社CtoCプラットフォームにおける 象牙の潜脱出品対策について

政策企画本部

LINEヤフー

対応の経緯

- **2019年11月1日より、全象牙製品の出品を禁止**
 - 法令上は適法な取引であっても、全形牙・カットピース/端材等を含む全象牙製品の出品は禁止
 - 以来、売り場のパトロール等を通じて、象牙製品の出品削除措置を実施中
- **禁止以降、「象牙風」「マンモス風」等と称する潜脱出品が増加**
 - 出品情報から象牙と判断できる出品は都度削除を実施していたが、排除しきることが困難
 - 新たなルール策定の必要性

出品ガイドライン改定内容（25/11/10改定）

以下に該当する商品（以下「象牙類似品」といいます）を出品する場合は、以下のルールを順守してください。

1. 象牙類似品とは、以下のいずれかに該当する商品を含みます。
 - (ア) 商品名、商品説明等に「象牙風」「象牙調」など、象牙を想起させる語句を含む商品（ただし、商品名への「象牙風」「象牙調」など、象牙を想起させる語句の記載はできません）
 - (イ) マンモスの牙、ラクト材など、象牙に材質的に類似した素材を使用している商品
 - (ウ) その他、当社が象牙に類似していると判断した商品
2. 象牙類似品を出品する際には、以下の対応を行うものとします。
 - (ア) **商品に模様や断面がある場合は、それらが確認できる拡大画像を含む複数の画像を掲載してください。**
 - (イ) 商品に使用されている素材について、例として「レジン製」「ラクト材」「牛骨製」など、**具体的な材質を明記**してください。
 - (ウ) **商品名には「象牙」の語句や象牙を示唆する表現**（例：「象牙風」「象牙調」「本物風」「アイボリー風」等）を**使用してはいけません**（「象牙ではない」などの否定表現を含みます）
 - (エ) 商品説明文に「象牙」に関する語句を記載する場合は、象牙との混同を避ける目的が明確である場合に限り認められますが、「本象牙と見分けがつかない」など、**象牙と誤認されるおそれのある表現は使用できません**。また、「象牙」という表現を**使用しない場合でも、象牙であると誤認させるおそれのある表現は禁止**します。

※「象牙色」「アイボリー」などの語句が、素材を意味するものではなく、色名や意匠として一般的に使用されていると当社が判断する場合は、本ルールの対象とはなりません。ただし、「象牙風」「象牙調」など、象牙との類似性を素材や質感の観点から強調する表現は本ルールの対象とします。

※当社が、画像や記載された素材と商品外観の整合性に疑義があると判断した場合、出品者に対して、追加の説明や証明書類の提出を求める場合があります。

想定する効果と実績

期待効果

「象牙風」などと称して象牙を出品する行為に対して、出品時と、仮に潜脱的に出品された場合の流通時の両面に対応することで、象牙の売買の抑止を期待。

出品抑止

出品者に対して、潜脱行為の監視強化を意識づけることで、出品を抑止

- 当社にて断面画像を確認し、判別することの意識づけ
- 当社によるヒアリングや証拠書類提出を示唆

流通阻止

「象牙風」のような表現を禁止することで、需要側の購買機会を削減し、流通を阻止

- 「象牙」または象牙を示唆する表現を禁止し、検索したとしても表示されないように

措置実績（規約発効後～CoP20終了時まで）

Yahoo!オークション		
Yahoo!フリマ		
合計		

不正出品者の挙動の変化

引き続き、象牙の違法潜脱取引を抑止すべく、密な官民連携をお願いできますと幸いです

LINEヤフー